

# 一般社団法人Peace of New Earth定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Peace of New Earthと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、これからの未来を担う子ども等を主な対象者として、生命を中心とした人間の可能性を発展させるための学問並びに教育の普及を行うとともに、人間が地球上で持続的な生存や文化的な生活をしていくために必要な環境並びに人道上の問題等に関して実践的な取り組みを行うことにより、平和な社会づくりに貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外に関わらず、教育及び学問の研究並びに実践を行うプロジェクトの企画運営を行うとともに、人材育成、職業訓練並びに普及啓発等を実施する事業
- (2) 引きこもりや不登校問題、児童虐待防止及び自殺防止等に関連して、児童や障がい者等を対象とした援助やカウンセリング、普及啓発等に関する事業
- (3) 環境問題に取り組むプロジェクトを企画し参画するなど、国内及び国際的な地球環境の保全並びに普及啓発に関する事業
- (4) 前各号の目的に資するため、他団体等とのネットワークの構築及び協働取組により推進する事業、その目的を達成するための環境整備など基盤整備事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、必要に応じて経費を支払うものとする。

- 2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 5年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は香川県高松市において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各会員に対して発するものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第15条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上8名以内
- (2) 監事 1名

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事並びに副代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 代表理事が何らかの事情により一時的に欠けた場合には、他の理事は代表理事の職務を代行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(顧問)

第23条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問には、必要に応じて、報酬を支払うことができるものとする。

(事務局)

第24条 当法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名並びに事務を補佐する会員を置くことができる。
- 3 事務局は、当法人の社員総会で決定された事項についての業務を遂行する。

(役員報酬等)

第25条 役員等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のために当法人とする取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第28条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第29条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第30条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第38条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 鵜川美香

設立時代表理事 中山忠彦

設立時監事 喜田千代實

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

香川県坂出市

鵜川美香

香川県高松市牟礼町牟礼

中山忠彦

香川県高松市多肥下町

喜田千代實

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人Peace of New Earth設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 印

設立時社員 印

設立時社員 印